

(参考2)

運用委員会について

運用委員会は、平成18年4月に設立された年金積立金管理運用独立行政法人（以下「法人」という。）に置かれる委員会であり、法律（年金積立金管理運用独立行政法人法）上、以下のように位置付けられている。

1. 運用委員会の権限

- 運用委員会には、以下の権限が付与されている。
 - ・ 中期計画及び業務方法書の審議
 - ・ 法人が行う年金積立金の管理運用業務の実施状況の監視
- その他、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べることや、運用委員会が必要と認める事項について理事長に建議することができる。

2. 運用委員会の構成

- 運用委員会は、委員11人以内で組織する。
- 運用委員会の委員は、経済・金融の専門家等の学識経験者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
なお、委員の任期は2年である。